

上峰町議会ペーパーレス会議システム導入・運用業務公募型プロポーザル実施要領

訂正後	訂正前
<p><b>6 参加資格要件</b></p> <p>本プロポーザルに参加する事業者は、本業務の遂行に必要な能力を有していることに加え、参加意志表明の時点において、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。</p> <p>(2) 上峰町から指名停止等を現に受けていないこと。</p> <p>(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に基づく暴力団又は暴力団員の統制下にある者でないこと。</p> <p>(5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(6) 地方議会において同種業務の実績があること。</p>	<p><b>6 参加資格要件</b></p> <p>本プロポーザルに参加する事業者は、本業務の遂行に必要な能力を有していることに加え、参加意志表明の時点において、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。</p> <p>(1) 令和 8 年 1 月 1 日現在、上峰町競争入札参加資格者名簿に登録されている業者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。</p> <p>(3) 上峰町から指名停止等を現に受けていないこと。</p> <p>(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に基づく暴力団又は暴力団員の統制下にある者でないこと。</p> <p>(6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(7) 地方議会において同種業務の実績があること。</p>